

公立大学法人奈良県立大学会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第45条の規定に基づき公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、財政状態及び運営状況を明らかにし、もって業務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人の財務及び会計に関しては、地独法その他の関係法令並びに法人定款（以下「定款」という。）及び法人業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引金融機関 法人の収入金及び支出金並びに預り金の出納を取扱う金融機関をいう。
- (2) 金銭 次に掲げる現金及び預金をいう。
 - ア 現金 通貨のほか、小切手その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
 - イ 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金をいう。
- (3) 有価証券 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）その他総務省令で定める有価証券をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 財務諸表等 決算のための整理を行った後に作成する地独法第34条第1項に定める財務諸表及び同条第2項に定める事業報告書及び決算報告書をいう。

(会計事務の統括者)

第4条 法人の財務及び会計は、理事長が統括する。

- 2 総務を担当する理事は、法人の財務及び会計について理事長を補佐する。

(事業年度)

第5条 法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 法人の資産、負債及び資本の増減及び異動並びに収益及び費用は、その会計取引の原因である事実の発生した日の属する年度により区分する。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因である事実を確認した日による。

(勘定科目及び予算科目)

第6条 法人の会計整理のための勘定科目及び予算科目の区分は、別に定める。

(帳簿及び伝票)

第7条 法人は、会計に関する帳簿及び伝票を備え、取引及び処理に関する記録を整然かつ明瞭に整理しなければならないものとする。

- 2 帳簿及び伝票の種類及び保存期間については、別に定める。
- 3 帳簿及び伝票の記録及び保存については、電磁的記録によることができるものとする。

第2章 予算

(予算の目的)

第8条 予算は、地独法第26条第1項に規定する中期計画及び地独法第27条第1項に規定する年度計画に基づき、明確な方針のもとに編成し、法人の円滑な運営に資することを目的とする。

- 2 予算に関し必要な事項については、別に定める。

第3章 金銭出納及び債権管理

(経理責任者の権限及び責任)

第9条 経理責任者は、所掌する経理単位における会計取引を正確かつ迅速に処理し、収納及び支払を行わなければならない。

- 2 経理責任者と所掌する業務の範囲は次の各号のとおりとする。
 - (1) 事務局総務課長 法人及び奈良県立大学の経理に関する業務
 - (2) 附属高等学校事務長 附属高等学校の経理に関する業務
- 3 経理責任者に事故等があった時は、理事長が命じた者がその職務を代理する。

(金銭等の出納責任者)

第10条 金銭の出納とは、法人における金銭による収納、支払及び振替をいう。

- 2 金銭の出納及び保管並びに有価証券の保管は、経理責任者の統括のもとに、別に定める出納責任者が行うものとする。
- 3 出納責任者は、所掌する経理単位における金銭の出納及び保管に関する責任と権限を有する。

(金融機関等との取引)

第11条 取引金融機関等との取引の開始又は終止は、理事長が行うものとする。

- 2 取引金融機関等に口座を設ける場合は、理事長名義により行うものとする。ただし、これによりがたい場合については、別に定める。

(金銭等の保管)

第12条 現金は、金融機関等に預け入れるものとする。ただし、業務上必要な現金の支払及び常用雑費等に充てるため、手許に現金を保有することができる。

- 2 有価証券の保管については、原則保護預けとする。

(収納)

第13条 経理責任者は、収入金を収納しようとするときは、その内容を調査し、請求の決定をするとともに、債務者に対して納入すべき金額、期限及び場所を明らかにし、

納入の請求をしなければならない。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収入金の収納後においてその内容を調査し、収入を確定することができる。

(督促)

第 14 条 経理責任者は、納入期限までに収納されない債権があるときは、債務者に対してその払込みを督促し、納入の確保を図らなければならない。

(債権の放棄等)

第 15 条 収入の見込みがないと認められる債権のうち、奈良県地方独立行政法人の重要な財産を定める条例（平成 19 年 3 月奈良県条例第 45 号）に定める重要な財産以外の債権であり、別に定めるものについては、その債権の全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができる。

2 経理責任者は、前項の債権を放棄する場合は、理事長の承認を得なければならない。

(領収書の発行)

第 16 条 出納責任者は、金銭を収納したときは、所定の領収書を発行しなければならない。ただし、振込み及び口座振替により入金されたときは、領収書の発行を省略することができる。

2 領収書の発行及びその管理は、これを厳正に行うものとする。

(支払の決定)

第 17 条 経理責任者は第 27 条の検査及び債権者の請求等に基づき速やかに債務を認識しこれを確認したときは、速やかに支払を決定するとともに、出納責任者に対して支払を行わせなければならない。

(支払の方法)

第 18 条 出納責任者は、別に定める方法により、取引金融機関に依頼して支払いするものとする。ただし、業務上特に必要がある場合は、現金をもって支払うことができる。

(預り金等)

第 19 条 出納責任者は、別に定める場合を除き、法人の収入又は支出とならない金銭の受払を行ってはならない。

2 法人の収入又は支出とならない金銭の受払については、第 7 条第 1 項、第 16 条及び前条を準用する。

(資金の前払、仮払)

第 20 条 出納責任者は、理事長が特に必要と認めるものについて、業務上必要がある場合には、別に定めるところにより、前払若しくは仮払をすることができるものとし、手続その他必要な事項については、別に定める。

(立替払)

第 21 条 理事長が特に必要と認めるものについて、業務上必要がある場合には、立替払をすることができる。なお、手続その他必要な事項については、別に定める。

(金銭の照合)

第 22 条 出納責任者は、現金出納帳を現金の手許有高と毎日照合するとともに、毎月末には現預金残高一覧表を銀行預金等の実在高と照合しなければならない。

2 出納責任者は、金銭に過不足が生じたときは、直ちにその事由を調査して、経理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

第 4 章 契約

(契約の実施)

第 23 条 契約は、理事長が行うものとする。

2 理事長は、契約を行うにあたり、別の職員に契約事務を行わせることができる。

(契約の方法)

第 24 条 売買、貸借、請負その他の契約を締結しようとする場合においては、一般競争入札の方法によらなければならない。ただし、別に定める場合は、指名競争入札又は随意契約若しくは競り売りの方法によることができる。

2 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の方式)

第 25 条 競争入札に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

3 その性質又は目的から第 1 項の規定により難しい契約については、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が法人にとって最も有利なもの（前項の場合においては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第 26 条 競争入札により落札者を決定し、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(監督及び検査)

第 27 条 法人が、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、法人の職員は、別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならない。

第 5 章 資金

(資金管理)

第 28 条 資金管理は第 9 条第 2 項第 1 号の経理責任者（以下「法人等経理責任者」という。）が行うものとする。

(資金管理計画)

第 29 条 法人等経理責任者は、資金管理計画を作成しなければならない。

(短期借入金)

第 30 条 運営資金が一時的に不足するおそれがある場合は、中期計画の借入限度額の範囲内において、短期借入金をもってこれに充てることができる。

- 2 短期借入金は、原則として当該事業年度内に返済しなければならない。
- 3 短期借入金をするときは、理事長の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 31 条 理事長が必要と認めるときは、地独法第 41 条第 4 項の規定により長期借入をすることができる。

- 2 法人等経理責任者は、前項により長期借入金をするときは、資金管理計画を作成しなければならない。
- 3 第 1 項により借入するときは、経営審議会による審議の後、理事会の議決を経たうえで、奈良県知事から長期借入金をすることができる。

(担保)

第 32 条 資産を担保に供するときは、別に定める手続きによる。

(資金の貸付け、出資及び債務保証)

第 33 条 資金の貸付け、出資及び債務保証については、別に定める場合を除き、理事長の承認を得なければならない。

(余裕金の運用)

第 34 条 理事長は、地独法第 43 条に規定するところにより、業務の執行に支障のない範囲内で余裕金を安全かつ有利な方法で運用しなければならない。

第 6 章 資産管理

(資産管理責任者)

第 35 条 資産管理責任者は、管理帳簿を整備し、常時資産の出納、保管状況を把握することにより、その取得、維持保全、運用、処分等に関する適正な管理を行い、教育研究に有効な資産活用に努めなければならない。

- 2 資産管理責任者と所掌する業務の範囲は次の各号のとおりとする。
 - (1) 事務局総務課長 法人及び奈良県立大学の資産管理に関する業務
 - (2) 附属高等学校事務長 附属高等学校の資産管理に関する業務
- 3 資産管理責任者は、業務の一部を別の職員に行わせることができる。

(資産管理責任者が管理する資産)

第 36 条 前条に規定する資産管理責任者が管理する資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産をいう。）
- (2) たな卸資産

(3) その他別に定める物品等

(固定資産の取得及び除却)

第 37 条 固定資産の取得及び除却に関する手続きは別に定める。

(固定資産の管理)

第 38 条 固定資産は、その増減及び異動を固定資産台帳によって管理しなければならない。

2 有形固定資産は、定期的に現物確認を行い、現品と固定資産台帳を照合して、資産計上額の正確を期するものとする。

3 固定資産の管理に必要な事項は、別に定める。

(たな卸資産)

第 39 条 たな卸資産の範囲、管理その他たな卸資産に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 決算

(決算の目的)

第 40 条 決算は、法人の事業年度末の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第 41 条 法人等経理責任者は、月次の財務状況を明らかにするため、別に定める書類を作成しなければならない。

(年度末決算)

第 42 条 法人等経理責任者は、毎事業年度の会計記録を整理するとともに財務諸表等を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、財務諸表等の決定にあたっては、経営審議会の審議及び理事会の議決を経なければならない。

(決算報告)

第 43 条 理事長は、前条における財務諸表等に、監事の意見を付し、毎年 6 月 30 日までに奈良県知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

第 8 章 内部監査

(内部監査)

第 44 条 業務の執行及び会計処理の適正を期するため、内部監査を実施するものとする。

2 内部監査の実施に関し必要な事項については、別に定める。

第 9 章 弁償責任

(会計上の義務と責任)

第 45 条 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に従い、善良な管理者の注意義務をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 役職員は、故意又は重大な過失により、前項の規定に違反して法人に損害を与えた場合は、弁償の責に任じなければならない。

（亡失等の報告）

第 46 条 役職員は、法人の金銭、有価証券、固定資産等を亡失し、滅失し、又はき損したときは、理事長に報告しなければならない。

（弁償責任の決定及び弁償命令）

第 47 条 理事長は、第前条に掲げる事実が発生したときは、弁償責任の有無及び弁償額を決定する。

2 理事長は、前項の規定により弁償責任があると決定したときは、その者に対して弁償を請求するものとする。

第 10 章 雑則

（雑則）

第 48 条 この規程に定めるもののほか、法人の財務及び会計に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。